

貨物軽自動車運送事業者の皆様へ

貨物自動車運送事業法で求める安全対策のポイントをまとめました

令和6年3月時点

貨物軽自動車運送事業者は、様々な安全対策を行うことが法令で定められており、**運送事業を一人で行っている場合であっても、自ら実施する必要があります。**定められた安全対策をしっかりと行うことで、安全運行につとめてください。



主な安全対策

	法令で定められている事項	概要
運行管理	点呼	● 運転者に対して、 乗務の前後に必要な事項を確認 し、運行の安全を確保するために必要な指示をしなければいけません（詳細は裏面へ）
	運転者の労働時間の遵守	● 運転者の 勤務時間 は、 法令で定められた時間の範囲内 に収めなければいけません（詳細は裏面へ）
	運転者に対する指導及び監督	● 運転者に対して、運行の安全確保のために 必要な運転の技術や関係法令の遵守事項の指導・監督 をしなければいけません（詳細は裏面へ）
	異常気象時における措置	● 台風接近時に必要に応じて運行を中止 したり、雪道では 冬用タイヤを装着する といった、輸送の安全を確保するための措置を講じなければいけません
	健康状態の把握	● 運転者に対して、 雇い入れる際や1年に1回健康診断を受診させ、受診結果を提出 させなければいけません
貨物の積載	過積載の防止	● 過積載 による運送を前提とする 運行計画の作成 や 運送の引き受け、指示 をしてはいけません
	貨物の積載方法	● 貨物の重さ が、 前後や左右で偏らない ようにしなければいけません ● 荷崩れして 貨物が落下しないよう、ロープやシート を掛けなければいけません

事業を行うにあたっては、本紙に記載する内容の他、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路運送車両法、労働基準法について遵守いただく必要があります。

点呼

乗務前に、運転者に何らかの問題が確認された場合は、運行してはいけません。また、点呼の内容は日々点呼記録簿に記録したうえで**1年間保存**しなければいけません。

点呼記録簿の
例はこちら



日常点検表の
例はこちら



法令で定められている確認事項	確認方法の例	乗務前	乗務後
運転者の酒気帯びの有無※	アルコール検知器を用いて、酒気帯びの有無を確認するとともに、 運転者の状態 を目視で確認します	●	●
運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無※	体温や血圧、顔色、呼気の臭い、声の調子の情報 によって、確認します	●	
業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況	特に 気になる点がなかったか を確認します		●
車両の日常点検の実施又はその確認	走行距離や運行時の状態等から判断した適切な時期に、 エンジンルーム内、ライト、タイヤ、運転席周り など、目視等により確認します	●	

※一人で事業を行っている場合は、自ら確認を行ってください。加えて、ご家族と同居している場合には、自身の体調を客観的に見てもらうことも有効です。

運転者の勤務時間の遵守

安全な運行のために以下の内容を守り、運転者に休憩や休息を十分与えましょう。

1年、1か月の拘束時間	<ul style="list-style-type: none">● 1年：3,300時間以内● 1か月：284時間以内
1日の拘束時間	13時間以内 (上限15時間、14時間超は週2回までが目安)
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない
運転時間	<ul style="list-style-type: none">● 2日平均1日：9時間以内● 2週平均1週：44時間以内
連続運転時間	4時間以内

改善基準告示の
詳細はこちら



※一人で事業を行っている場合は、**自ら勤務時間を設定**し、遵守する必要があります。

運転者に対する指導及び監督

運転者に対する指導及び監督を**毎年実施**する必要があります。また、**①実施した日時と場所、②実施内容、③実施した者と受けた者、**を記録したうえで**3年間保存**しなければいけません。

本年の通常国会に、貨物軽自動車運送事業者の安全対策強化に係る法案*が提出されています。法案が可決されましたら、新たな規制が導入されることとなりますので、改めてお知らせします。
* 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

